

官報

号外 平成二十八年四月八日

○第百九十回 衆議院會議録 第二十三号

平成二十八年四月八日(金曜日)

議事日程 第十四号

平成二十八年四月八日

午後零時十分開議

第一 成年後見制度の利用の促進に関する法律案(本院提出 参議院回付)

第二 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案(内閣提出 参議院回付)

第三 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法案(谷川弥一君外十五名提出)

第五 国立研究開発法人情報通信研究機構法及び特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部を改正する等の法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

日程第一 成年後見制度の利用の促進に関する法律案(本院提出 参議院回付)

平成二十八年四月八日 衆議院會議録第二十三号

成年後見制度の利用の促進に関する法律案(参議院回付) 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案(参議院回付) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案

午後零時十二分開議

○議長(大島理森君) これより会議を開きます。

日程第一 成年後見制度の利用の促進に関する法律案(本院提出 参議院回付)

○議長(大島理森君) 日程第一、成年後見制度の利用の促進に関する法律案の参議院回付案を議題といたします。

成年後見制度の利用の促進に関する法律案の参議院回付案

(本号末尾に掲載)

○議長(大島理森君) 採決いたします。

本案の参議院の修正に同意の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(大島理森君) 起立多数。よって、参議院の修正に同意することに決まりました。

日程第二 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案(内閣提出 参議院回付)

○議長(大島理森君) 日程第二、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案の参議院回付案を議題といたします。

○議長(大島理森君) 採決いたします。

戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案の参議院回付案

(本号末尾に掲載)

○議長(大島理森君) 採決いたします。

本案の参議院の修正に同意するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。よって、参議院の修正に同意することに決まりました。

日程第三 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(大島理森君) 日程第三、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。環境委員長赤澤亮正君。

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(赤澤亮正君登壇)

○赤澤亮正君 ただいま議題となりました法律案につきまして、環境委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

平成二十八年四月八日 衆議院會議録第二十三号

有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法案
通信研究機構法及び特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部を改正する等の法律案

国立研究開発法人情報

二

本案は、我が国が締結している残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約が、二〇二八年までのポリ塩化ビフェニルの適正な処分を求めていること及び我が国のこれまでの処理の状況を踏まえ、処理施設のある地元関係者と約束した処理完了期限内に、ポリ塩化ビフェニル廃棄物が早期に確実かつ適正に処理されるよう、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管する事業者によるその処分及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を所有する事業者によるその廃棄を一定期間内に行うことを義務づける等の措置を講じようとするものであります。

○議長(大島理森君) 採決いたします。
本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) 採決いたします。
本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。
よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。
よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第四 有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法案(谷川弥一君外十五名提出)

○議長(大島理森君) 日程第四、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法案を議題といたします。委員長長の報告を求めます。内閣委員長西村康稔君。

有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法案及び同報告書
(本号末尾に掲載)

○西村康稔君登壇
た、いま議題となりました法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。
本案は、我が国の領海、排他的経済水域等適切に管理する必要性が増大していることに鑑み、有人国境離島地域が有する我が国の領海、排他的経済水域等の保全等に関する活動の拠点としての機能を維持するため、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別の措置を講ずるものであります。

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。
よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) 採決いたします。
本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。
よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。
よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。
よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。
よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。
よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。
よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

習その他の訓練の業務及び新技術開発施設供用事業等に対する助成金の交付等の業務を追加する等の措置を講ずるほか、電気通信基盤充実臨時措置法附則第二条に規定する同法の廃止期限の到来に伴い、同法を廃止しようとするものであります。

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。
よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。
よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。
よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。
よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。
よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。
よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。
よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

出席閣僚大臣

総務大臣 高市 早苗君
厚生労働大臣 塩崎 恭久君
環境大臣 丸川 珠代君
国務大臣 加藤 勝信君
国務大臣 島尻安伊子君

○議長の報告

(通知書受領)

一、去る六日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律
公職選挙法の一部を改正する法律
成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律
独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る五日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

北村 茂男君
真山 祐一君
田村 憲久君
大口 善徳君
真山 祐一君

補欠

田村 憲久君
大口 善徳君
北村 茂男君
真山 祐一君

総務委員

辞任

池田 道孝君
金子万寿夫君
金子めぐみ君
中山 泰秀君
長坂 康正君
門山 宏哲君
島田 佳和君
池田 佳隆君
新谷 正義君
田畑 裕明君
古田 圭一君
宮川 典子君

補欠

新谷 正義君
田畑 裕明君
宮川 典子君
島田 佳和君
門山 宏哲君
池田 佳隆君
古田 圭一君
長坂 康正君
池田 道孝君
金子万寿夫君
中山 泰秀君
金子めぐみ君

財務金融委員

辞任

助田 重義君
根本 幸典君
福田 達夫君
宗清 皇一君
鷺尾英一郎君
大見 正君
木村 弥生君
今野 智博君
古川 康君
西村智奈美君

補欠

古川 康君
大見 正君
今野 智博君
木村 弥生君
西村智奈美君
根本 幸典君
宗清 皇一君
福田 達夫君
助田 重義君
鷺尾英一郎君

環境委員

辞任

穴見 陽一君
小倉 将信君
前川 恵君
馬淵 澄夫君
塩川 鉄也君
宮崎 政久君
古田 圭一君
神谷 昇君
野中 厚君
宮崎 岳志君
池内さおり君

補欠

宮崎 政久君
神谷 昇君
古田 圭一君
宮崎 岳志君
池内さおり君
野中 厚君
前川 恵君
小倉 将信君
穴見 陽一君
馬淵 澄夫君
塩川 鉄也君

議院運営委員

辞任

根本 幸典君
工藤 彰三君
一、去る六日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

補欠

工藤 彰三君
根本 幸典君

内閣委員

辞任

石崎 徹君
神谷 昇君
高木 宏壽君
古本伸一郎君
池内さおり君
尾身 朝子君
小林 鷹之君
福山 守君
尾身 朝子君
小林 鷹之君
神山 洋介君
塩川 鉄也君
神谷 昇君
高木 宏壽君
石崎 徹君
古本伸一郎君
池内さおり君

補欠

福山 守君
尾身 朝子君
小林 鷹之君
神山 洋介君
塩川 鉄也君
神谷 昇君
高木 宏壽君
石崎 徹君
古本伸一郎君
池内さおり君

法務委員

辞任

奥野 信亮君
今野 智博君
笹川 博義君
古田 圭一君
宮川 典子君
階 猛君
木村 弥生君
白須賀貴樹君
武井 俊輔君
小田原 潔君
小田原 潔君
奥野 信亮君
今野 智博君
笹川 博義君
古田 圭一君
宮川 典子君
階 猛君
木村 弥生君
白須賀貴樹君
武井 俊輔君
小田原 潔君

補欠

小田原 潔君
白須賀貴樹君
助田 重義君
前川 恵君
木村 弥生君
緒方林太郎君
武井 俊輔君
佐々木 紀君
中村 裕之君
奥野 信亮君
今野 智博君
笹川 博義君
古田 圭一君
宮川 典子君
階 猛君

文部科学委員

辞任

神山 佐市君
工藤 彰三君
緒方林太郎君
中村 裕之君
助田 重義君
佐々木 紀君
小田原 潔君
武井 俊輔君
白須賀貴樹君
木村 弥生君
階 猛君

補欠

鈴木 憲和君
大隈 和英君

厚生労働委員

辞任

小林 史明君
船田 元君
古川 康君
古田 圭一君
宮川 典子君
大隈 和英君
藤井比早之君
岩田 和親君
小田原 潔君
古川 康君
工藤 彰三君
小林 史明君
神山 佐市君
宮川 典子君
古田 圭一君
船田 元君

補欠

加藤 鮎子君
築 和生君
岩田 和親君
宮路 拓馬君
藤井比早之君
小田原 潔君
永岡 桂子君
古川 康君
工藤 彰三君
小林 史明君
神山 佐市君
宮川 典子君
古田 圭一君
船田 元君

厚生労働委員

辞任

永岡 桂子君
山下 貴司君
木内 均君
助田 重義君
井上 貴博君
若狭 勝君
勝侯 孝明君
野中 厚君
八木 哲也君
本村賢太郎君
木内 均君
國場幸之助君
助田 重義君
中島 克仁君
本村賢太郎君

補欠

井上 貴博君
木内 均君
助田 重義君
若狭 勝君
永岡 桂子君
山下 貴司君

経済産業委員

辞任

勝侯 孝明君
野中 厚君
八木 哲也君
本村賢太郎君
木内 均君
國場幸之助君
助田 重義君
中島 克仁君
本村賢太郎君

補欠

木内 均君
國場幸之助君
助田 重義君
中島 克仁君
本村賢太郎君

一、昨七日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任

補欠

小林 史明君 瀬戸 隆一君

橋本 岳君 比嘉奈津美君

務台 俊介君 青山 周平君

逢坂 誠二君 郡 和子君

水戸 将史君 青柳陽一郎君

青山 周平君 務台 俊介君

瀬戸 隆一君 小林 史明君

比嘉奈津美君 橋本 岳君

青柳陽一郎君 水戸 将史君

郡 和子君 逢坂 誠二君

(理事補欠選任)

一、去る六日、環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事

福井 昭君 (理事越智隆雄君去る六日理事辞任につきその補欠)

一、昨七日、原子力問題調査特別委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事

阿部 知子君 (理事木内孝胤君昨七日理事辞任につきその補欠)

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、去る六日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員

辞任

補欠

中川 郁子君 木村 弥生君

宮川 典子君 八木 哲也君

一、昨七日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
原子力問題調査特別委員

辞任

補欠

勝沼 栄明君 青山 周平君

中川 郁子君 神田 憲次君

村井 英樹君 小倉 将信君

吉野 正芳君 菅家 一郎君

小倉 慎司君 重徳 和彦君

岡本 三成君 眞山 祐一君

神田 憲次君 八木 哲也君

青山 周平君 勝沼 栄明君

小倉 将信君 村井 英樹君

菅家 一郎君 吉野 正芳君

八木 哲也君 中川 郁子君

重徳 和彦君 小倉 慎司君

眞山 祐一君 岡本 三成君

環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員

辞任

補欠

越智 隆雄君 宮腰 光寛君

坂本 哲志君 石原 宏高君

関 芳弘君 大串 正樹君

田中 良生君 野中 厚君

武井 俊輔君 國場幸之助君

橋本 岳君 宮崎 政久君

古川 康君 尾身 朝子君

前川 恵君 木村 弥生君

宮川 典子君 井林 辰憲君

岸本 周平君 大西 健介君

稲津 久君 吉田 宣弘君

笠井 亮君 齊藤 和子君

井林 辰憲君 工藤 彰三君

木村 弥生君 宮路 拓馬君

宮腰 光寛君 井上 貴博君

井上 貴博君 うえの賢一郎君

うえの賢一郎君 丹羽 秀樹君

丹羽 秀樹君 堀内 詔子君

石原 宏高君 坂本 哲志君

尾身 朝子君 古川 康君

大串 正樹君 関 芳弘君

工藤 彰三君 宮川 典子君

國場幸之助君 武井 俊輔君

野中 厚君 田中 良生君

堀内 詔子君 越智 隆雄君

宮崎 政久君 橋本 岳君

宮路 拓馬君 前川 恵君

大西 健介君 岸本 周平君

吉田 宣弘君 稲津 久君

齊藤 和子君 笠井 亮君

木内 孝胤君 補欠

照屋 寛徳君

(議案受領)

一、去る六日、参議院から受領した内閣提出案は次のとおりである。

漁業経営に関する補償制度の改善のための漁船損害等補償法及び漁業災害補償法の一部を改正する等の法律案

(議案付託)

一、去る五日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

特定国立研究開発法人による研究開発等の促進に関する特別措置法案(内閣提出第三二号)

一、昨七日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

特定商取引に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第四四号)

消費者契約法の一部を改正する法律案(内閣提出第四五号)

(議案送付)

一、去る五日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

総合法律支援法の一部を改正する法律案(第百八十九回国会内閣提出、本院継続審査)

(回付議案受領)

一、去る六日、参議院から回付された本院提出案は次のとおりである。

成年後見制度の利用の促進に関する法律案

一、去る六日、参議院から回付された内閣提出案は次のとおりである。

戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案

(議案通知書受領)

一、去る六日、参議院から、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。
公職選挙法の二部を改正する法律案
成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律案
一、去る六日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。
国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律案
独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律案

(質問書提出)

一、去る五日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
沖縄で実施されていた米軍実弾砲撃演習の県外移転に伴い明らかとなった二重基準や騒音の放置等の諸問題に関する再質問主意書(仲里利信君提出)
一、去る六日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
日本で開催される国際交流競走に出走する外国馬の検疫に関する質問主意書(柿沢未途君提出)
公文書管理法施行五年後見直しに関する検討報告書に関する質問主意書(逢坂誠二君提出)
横島内閣法制局長官の答弁と核兵器の不拡散に関する条約との整合性に関する再質問主意書(逢坂誠二君提出)

(答弁書受領)

一、去る五日、内閣から次の答弁書を受領した。
衆議院議員仲里利信君提出石垣島への陸上自衛隊配備計画と住民への説明に関する第三回質問に対する答弁書
衆議院議員逢坂誠二君提出特定秘密の保護に関する法律における安全保障への著しい支障に関する質問に対する答弁書
衆議院議員初鹿明博君提出ノール経済学賞受賞者からの意見聴取に関する質問に対する答弁書

衆議院議員逢坂誠二君提出会計検査院の業務遂行と特定秘密の保護に関する法律の整合性に関する質問に対する答弁書
衆議院議員本村賢太郎君提出北朝鮮による拉致問題に関する質問に対する答弁書
衆議院議員松原仁君提出安保理決議第二七〇号に係る朝鮮総連、及び在日本朝鮮人科学技術協会(科協)への資産凍結に関する質問に対する答弁書

衆議院議員松原仁君提出ストックホルム合意に関する質問に対する答弁書
平成二十八年三月二十五日提出
質問 第一二一三号
石垣島への陸上自衛隊配備計画と住民への説明に関する第三回質問主意書
提出者 仲里 利信

石垣島への陸上自衛隊配備計画と住民への説明に関する第三回質問主意書
石垣島への陸上自衛隊配備計画と住民への説明に関する質問については、平成二十八年二月十日

付第一二四号と二月二十二日付第一四三号でそれぞれ質問を行い、二月十九日及び三月一日にそれぞれ答弁を得たところである。二回に渡る質問において、配備の理由として挙げた緊急性や脅威、誰に対するものなのか、部隊配備の要件を備えた土地の内容、防衛省職員による調査の内容と結果、累次の機会の内容、「石垣島への自衛隊配備の魅力」の冊子に対する政府の関与の状況等について、それぞれ明らかにするよう求めたところである。

しかし、いずれの質問に対しても「先の答弁のとおり」、「言及することは、無用の混乱を招くおそれがあり、お答えは差し控えたい」という正に内容の伴わない言葉をオウム返しのように答弁しており、国会議員の質問権を脅かす内容となつて

特に、調査結果の公表を求めた質問に対しては、「同省内部の検討段階の情報を含んでいるため」公表できないとしている。機密保持に執着していることが窺える答弁であるが、その一方で、本来防衛省しか所有していない、若しくは防衛省が許可しない限り一般人が入手し得ない写真や資料等が「石垣島への自衛隊配備の魅力」の冊子に使用されており、「政府は関与していない」との答弁

のとおりであるならば、一体これらの写真や資料等の機密保持はどうなっているのか、どこから流出したのかなどを追及する必要があるものと思われる。

これらを踏まえて以下お尋ねする。
一 「石垣島への自衛隊配備の魅力」(以下「冊子」という)のページ及び四ページに、「地对艦誘導弾」や「地对空誘導弾」の発射風景の鮮明な写

真が掲載されている。識者によれば、弾頭の破壊力や誘導弾の推進力、飛行制御、目標への誘導を行う機能等性能を把握するためには、推進剤である火薬の燃焼や圧縮ガスの噴出の状況を見れば判別できるとのことである。誘導弾の性能が判別できる写真類は本来機密ではないか。一般人がこのような写真を勝手に撮影できるのか。

二 冊子の五ページに屋内射撃場(覆道)の上空と側面からの鮮明な写真が掲載されている。しかも実弾での発射訓練を行うとの説明まで丁寧に記されているわけであるが、射撃場の長さや幅、高さが特定できるのであれば、自衛隊の重火器の性能もおのずから推定できることになるものと思われる。また、それを保管する火薬庫の写真も冊子の四ページに掲載されており、火薬庫の能力や保管する火薬の内容も推定可能ではないかと思われる。自衛隊の使用する重火器の性能や火薬の種類等を判別できる写真類は本来機密ではないか。一般人がこのような写真を勝手に撮影できるのか。

三 冊子の三ページに、ヘリコプターの搭載能力や移動速度、航続距離が、四ページに誘導弾の射程の説明がそれぞれ記載されている。これらの資料等は本来機密ではないか。一般人がこのような資料等を勝手に入手できるのか。

四 冊子に掲載されている写真や説明文の資料等の著作権は、政府が有しているのか。
五 仮に石垣島自衛隊配備推進協議会が冊子を作製したのであっても、冊子には、本来機密であるべき誘導弾や射撃場、火薬庫の性能等が判別できる写真や資料等が克明に記載されている。

これら写真の撮影と資料等の入手、広報紙としての活用について、当然、政府の許可がなければ成しえないものと思われる。そうであるならば、政府は、石垣島自衛隊配備推進協議会に対して、何時、誰が、どのような手続きに基づいて、どのような許可を与えたのか。

六 上記質問の一から五に関連して、それでも政府は、冊子の作成・配布に当たって、石垣島自衛隊配備推進協議会に対して、何らかの手助け等を行っていないと主張するのか。

七 政府があくまでも冊子の作成・配布に関与していないと主張するならば、本来機密であるべき自衛隊の装備類の性能等に関する情報が、政府の感知していないままに「ダダ漏れ」となっているのではないか。

内閣衆質一九〇第二二三号
平成二十八年四月五日

内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員仲里利信君提出石垣島への陸上自衛隊配備計画と住民への説明に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員仲里利信君提出石垣島への陸上自衛隊配備計画と住民への説明に関する第三回質問に対する答弁書

一から七までについて

お尋ねの「冊子」については、防衛省は関知しておらず、政府としてお答えする立場にない。

なお、一般論として申し上げれば、防衛省・自衛隊ホームページにおいて公開されている情報には、機密等は含まれておらず、同省が装備品を一般に公開する場合等においても、機密等の情報が写真に写らないような対策を講じている。また、防衛省・自衛隊ホームページにおいて公開している情報を第三者が使用する場合に、利用規約に従うことにより、自由に利用できる。

平成二十八年三月二十五日提出
質問 第二一四号

特定秘密の保護に関する法律における安全保障への著しい支障に関する質問主意書
提出者 逢坂 誠二

特定秘密の保護に関する法律における安全保障への著しい支障に関する質問主意書

特定秘密の保護に関する法律（本法という。）の第三条では、「行政機関の長は、当該行政機関の所掌事務に係る別表に掲げる事項に関する情報であつて、公になつていないもののうち、その漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるものを特定秘密として指定するもの」と規定されている。

この「安全保障への著しい支障」の解釈について、疑義があるので、以下質問する。

一 本法でいう「安全保障への著しい支障」の有無は、どのような基準で判断するのか。政府の見解を示されたい。

二 本法でいう「安全保障への著しい支障」の基準

は、時代や社会情勢の変化に応じて変わりうるのか。政府の見解を示されたい。

内閣衆質一九〇第二一四号
平成二十八年四月五日

内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員逢坂誠二君提出特定秘密の保護に関する法律における安全保障への著しい支障に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員逢坂誠二君提出特定秘密の保護に関する法律における安全保障への著しい支障に関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねの「時代や社会情勢の変化」の意味するところが必ずしも明らかでないが、特定秘密の保護に関する法律（平成二十五年法律第八号）の第三条第一項の規定による特定秘密の指定を行う場合における情報の漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるとの判断については、当該情報の内容をはじめ、当該情報の入手先、当該情報を用いて我が国が実施する取組及びその背景にある国際的な安全保障情勢等の具体的な状況に照らして、当該情報の漏えいにより対抗措置が講じられるなどして我が国に対する外国の武力攻撃が容易となり、又は外国の政府等との交渉が困難となるなどの支障が生じるか否かについて行政機関の長が行うものである。

平成二十八年三月二十五日提出
質問 第二一五号

ノーベル経済学賞受賞者からの意見聴取に関する質問主意書
提出者 初鹿 明博

ノーベル経済学賞受賞者からの意見聴取に関する質問主意書

政府は、世界経済について有識者と意見交換する「国際金融経済分析会合」を三月十六日から順次開催しています。

第一回の三月十六日には、ノーベル経済学賞受賞者、ジョセフ・スティグリッツ米コロンビア大学教授、第三回の三月二十二日には、同じくノーベル経済学賞受賞者のポール・クルーグマン米ニューヨーク市立大教授を招いて、意見聴取を行いました。

そこで、政府に伺います。

一 ノーベル賞受賞者という著名な学者を招聘するには、相当な謝礼が必要だと考えるが、それぞれに対して、幾ら支払ったのか。また、航空券代、滞在費等の経費は、それぞれいくらかかっているのか。

二 「国際金融経済分析会合」は、サミット議長国として、現下の世界的な経済状況に適切に対応するため、有識者から見解を聴取するとしているが、実際は来年四月の消費税十%引き上げ延期の口実にするための会合ではないですか。政府の見解を伺います。

右質問する。

内閣衆質一九〇第二一五号
平成二十八年四月五日

内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員初鹿明博君提出ノノーベル経済学賞受賞者からの意見聴取に関する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員初鹿明博君提出ノノーベル経済学賞受賞者からの意見聴取に関する質問に對する答弁書

一について

内閣総理大臣の下に開催している「国際金融経済分析会合」(以下「会合」という。)へのジョセフ・スティグリッツ氏及びポール・クルーグマン氏の招へいについて、前者に對しては、謝金として一万三千三百円、後者に對しては、謝金として一万三千三百円、宿泊料として一万九百円、交通費として一万三千八百円を政府から支払うよう手続を行っているところである。両氏の会合への招へいに関し、両氏に對してこれら以外の金銭を政府から支払うことは予定していない。

二について

会合は、本年五月に開催予定の主要国首脳会議の議長国として、現下の世界的な経済状況に適切に対応するため、世界の経済及び金融の情勢について、国内外の有識者から見解を聴取し、意見交換を行うものであり、「来年四月の消費税十%引き上げ延期の口実にするための会合」との御指摘は当たらない。

平成二十八年三月二十八日提出
質問 第二一六号

会計検査院の業務遂行と特定秘密の保護に関する法律の整合性に関する質問主意書

提出者 逢坂 誠二

会計検査院の業務遂行と特定秘密の保護に関する法律の整合性に関する質問主意書

日本国憲法第九十条では、「国の収入支出の決算は、すべて毎年会計検査院がこれを検査し、内閣は、次の年度に、その検査報告とともに、これを国会に提出しなければならない」と規定される。

他方、特定秘密の保護に関する法律(「本法」という。)の第七章には罰則規定があり、例えば、本法第二十三条では、「特定秘密の取扱いの業務に従事する者がその業務により知得した特定秘密を漏らしたときは、十年以下の懲役に処し、又は情状により十年以下の懲役及び千万円以下の罰金に処する」と規定されているが、会計検査院の業務の遂行上、日本国憲法と本法との整合性に問題が生じる懸念がある。

このような観点から、以下質問する。

一 会計検査院が、日本国憲法第九十条の要請する検査を行う場合、本法の規定によつて提供を受けた特定秘密を日本国憲法の要請する検査報告書に記載した場合、本法第七章で規定する罰則の対象となるのか。政府の見解を示されたら。

内閣衆質一九〇第二一六号
平成二十八年四月五日

内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員逢坂誠二君提出会計検査院の業務遂行と特定秘密の保護に関する法律の整合性に関する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員逢坂誠二君提出会計検査院の業務遂行と特定秘密の保護に関する法律の整合性に関する質問に對する答弁書

一について

会計検査院が特定秘密の提供を受けて検査した事項に関する検査報告の記述は、特定秘密に該当する情報を明示しない方法により情報を整理するなどして、特定秘密の漏えいとならないように行われるものと考えており、お尋ねの「本法第七章で規定する罰則の対象となる」とことは想定されない。

平成二十八年三月二十八日提出
質問 第二一七号

北朝鮮による拉致問題に関する質問主意書

提出者 本村賢太郎

北朝鮮による拉致問題に関する質問主意書
北朝鮮による拉致問題が解決しないまま、今年二月北朝鮮側が拉致問題再調査を中止、特別調査委員会の解体を表明した。度重なる北朝鮮のミサイル発射に對して、日本、韓国の独自制裁の強化、国連による制裁決議の採択により、北朝鮮は国際的に孤立を強めている。拉致問題は日本に

とつて早急に解決されるべき課題である。そこで拉致問題に関して、次の事項について質問する。
一 二〇一四年五月に日朝間で合意された「ストックホルム合意」について

「ストックホルム合意」には以下の問題点があると考えられるが、これらに對する政府の見解は。

1 調査対象が拉致被害者や特定失踪者の他に、日本人の遺骨や日本人配偶者などを含む広範に渡っているため、拉致問題解決が後回しになるのではないかと。点。

2 拉致問題の再調査を行う特別調査委員会について、北朝鮮側からは口頭での説明に留まり、書面による合意がなされなかった。この点において北朝鮮の拉致問題再調査実施には信頼性が欠けていたのではないかと。点。

3 北朝鮮に對する制裁は、核実験や弾道ミサイル発射を契機として発動しているものである。ストックホルム合意では拉致問題の再調査合意がなされたことを理由に、これら制裁の一部を解除した。昨今、度重なる北朝鮮の軍事行動に對し再び制裁を強化したが、北朝鮮はこれら制裁の復活を根拠として拉致問題再調査中止を宣言した。本来ならばこれら制裁は拉致問題と区別して扱われるべきものであると考えるが、実際に拉致問題と制裁とを連関させることの妥当性はどうかという点。

4 合意後、再調査に関する報告が一年以内にありと見込まれていたにも関わらず満足の得

平成二十八年四月八日 衆議院會議録第二十三号

議長の報告

られる回答が一度もなかったこと、また北朝鮮が再調査中止を宣言したことに関し、北朝鮮側は日本による制裁復活が「合意の破棄を公言した」としていること等を踏まえ、ストックホルム合意はもはや形骸化しているのではないかと一点。

二二〇一六年二月十二日に首相官邸で行われた記者会見で、北朝鮮が拉致問題再調査の全面中止を発表したことに関連して、菅官房長官が「行動対行動ということからすれば、想定内だ」と述べた。この通り北朝鮮の拉致問題再調査中止が日本政府の想定内であったとすれば、再調査中止後の拉致問題解決の進展に向けた具体的な策は用意されていたのか、あるいは検討されているのか。

内閣衆質一九〇第二一七号
平成二十八年四月五日

内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員本村賢太郎君提出北朝鮮による拉致問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員本村賢太郎君提出北朝鮮による拉致問題に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘のいわゆる「ストックホルム合意」において、北朝鮮側は日本人に関する全ての問題を解決する意思を表明している。また、北朝鮮に対しては、拉致問題が我が国にとつての最重要

課題であることを繰り返し強調してきた。さらに、北朝鮮側は、平成二十六年七月四日、朝鮮中央通信等のメディアを通じて、特別調査委員会の権限、構成、調査方法等について、日本側の理解と趣旨の内容を公表し、調査の開始を発表している。

また、お尋ねの「拉致問題と制裁とを連関させる」の意味するところが必ずしも明らかではないが、我が国の対北朝鮮措置は、拉致、核、ミサイルといった諸懸案に対する北朝鮮の対応や、国際社会の動き等を踏まえ、総合的に判断してとってきたものである。

お尋ねの「形骸化」の意味するところが必ずしも明らかではないが、政府としては、御指摘のいわゆる「ストックホルム合意」に基づき、日本人に関する全ての問題の解決を目指す考えである。

二について

御指摘の記者会見において、菅内閣官房長官が御指摘のような発言を行った事実はない。

平成二十八年三月二十八日提出
質問 第一一八号

安保理決議第二二七〇号に係る朝鮮総連、及び在日本朝鮮人科学技術協会（科協）への資産凍結に関する質問主意書

提出者 松原 仁

安保理決議第二二七〇号に係る朝鮮総連、及び在日本朝鮮人科学技術協会（科協）への資産凍結に関する質問主意書
本年三月二日に採択された国際連合安全保障理

事会決議第二二七〇号三二の規定は、北朝鮮の核若しくは弾道ミサイル計画又は対北朝鮮安保理決議により禁止されているその他の活動に関与していると加盟国が認定する北朝鮮政府若しくは朝鮮労働党の関連団体、それらの代理として若しくはそれらの指示により行動する個人若しくは団体、又はそれらにより所有され若しくは管理される団体により、直接的又は間接的に所有され又は管理される北朝鮮領域外のすべての資金、その他の金融資産又は経済資源を、加盟国は凍結すると決定した。すでにそれらの措置を講じている加盟国には、拡大強化を求めたものといえる。

警察庁広報誌「焦点」第二七三三「先端科学技術等をねらった対日有害活動」は、朝鮮総連傘下の在日本朝鮮人科学技術協会（科協）が、警視庁が平成十五年に検挙したイラン向けミサイル関連貨物不正輸出事件に関連して仲介を行ったと明記している。また平成十七年に科協幹部が経営する会社を家宅搜索した際、防衛庁の中距離地对空誘導弾研究に関する秘密資料が発見されたことも書かれている。その上で、以下質問する。

一 日本政府は在日本朝鮮人科学技術協会（科協）に資産凍結措置を講じるか。

二 講じないとするなら、その理由を明らかにされたい。

三 日本政府は在日本朝鮮人科学技術協会（科協）と一体とみられる朝鮮総連に資産凍結措置を講じるか。
四 講じないとするなら、その理由を明らかにされたい。

五 安保理決議で禁止された活動に関わる不正輸出事件等で起訴された者についても、資産凍結措置を講じるか。

六 講じないとするなら、その理由を明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質一九〇第二一八号
平成二十八年四月五日

内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員松原仁君提出安保理決議第二二七〇号に係る朝鮮総連、及び在日本朝鮮人科学技術協会（科協）への資産凍結に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員松原仁君提出安保理決議第二二七〇号に係る朝鮮総連、及び在日本朝鮮人科学技術協会（科協）への資産凍結に関する質問に対する答弁書

一から四までについて

お尋ねについては、今後の対応に支障を来すおそれがあることから、お答えすることは差し控えたい。

五及び六について

お尋ねの「安保理決議で禁止された活動に関わる不正輸出事件等で起訴された者」に係る具体的な状況が明らかではないことから、お尋ねについて一概にお答えすることは困難である。

平成二十八年三月二十八日提出
質問 第一一九号

ストックホルム合意に関する質問主意書

提出者 松原 仁

ストックホルム合意に関する質問主意書

平成二十六年五月二十六日から二十八日までスウェーデンのストックホルムで開催された日朝政府間協議で合意されたストックホルム合意は、拉致問題に関して成果を上げていない。政府は、本職や拉致被害者家族の反対を押し切つて、同年七月には北朝鮮に対する制裁措置を一部解除したが、拉致問題解決の前進につながらっていない。

菅義偉官房長官は、北朝鮮の調査委員会による調査が一年を超えることはないと言明したが、政府は一年を経過した時点で、一部解除した対北朝鮮制裁措置を再び科すことをしなかった。

そもそも「ストックホルム合意」は、拉致問題と、七十年以上前に埋葬された日本人の墓参等の問題等を并列に置いたもので、北朝鮮の言いなりになった結果であることは当時から関係者が指摘してきた。今回合意以来二年近くを経過してもなおこの合意を破棄しないことは、我が国がこの間の北朝鮮の不誠実な対応を怒ることなく了解しているとの誤解を北朝鮮側に与え、ひいては拉致問題を命がけで解決しようとする我々の怒りが北朝鮮に伝わらないこととなる。その結果、ストックホルム合意が拉致被害者救出を遠ざける結果を生んでいることは、多くの被害者家族、問題に取り組む国会議員、また運動関係者の共通認識であるため、以下、質問する。

一 日本政府は日朝政府間協議においてストックホルム合意に至る交渉過程において、あるいは

その後の交渉において、北朝鮮側に調査の期限を通告したか。

二 調査期限を通告したのであれば、通告したその期限はいつか。

三 調査期限を通告しなかったのであれば、その理由は何か。その場合、政府としては、次の対応をせずに、調査結果の報告をいつまで待つつもりであるか。
四 なぜ政府はこの期に及んでストックホルム合意を破棄しないのか。その理由を問う。
右質問する。

内閣衆質一九〇第二一九号

平成二十八年四月五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員松原仁君提出ストックホルム合意に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員松原仁君提出ストックホルム合意に関する質問に対する答弁書

意に関する質問に対する答弁書

一から四までについて

北朝鮮の特別調査委員会による調査について、日朝間で合意された期限があるわけではないが、北朝鮮による拉致問題は我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題であり、政府の最重要課題の一つと位置付け、全ての拉致被害者の一刻も早い帰国の実現等に向けて取り組んでいるところである。政府として御指摘のいわゆる「ストックホルム合意」を破棄する考えはなく、同合意に基づき、拉致問題を含む日本人に関する全ての問題の解決を目指す考

えである。

これ以上の詳細については、今後の対応に支障を来すおそれがあることから、お答えを差し控えたい。

成年後見制度の利用の促進に関する法律案
右の貴院提出案は本院において修正議決した。よつて国会法第八十三条により回付する。

平成二十八年四月六日

参議院議長 山崎 正昭

衆議院議長 大島 理森殿

(修正に係る条文を掲ぐ。小字及び―は修正)

附 則

(内閣府設置法の一部改正)

第四条 内閣府設置法の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「及び子どもの貧困対策の推進」を「子どもの貧困対策の推進及び成年後見制度の利用の促進」に改め、同条第三項第四十六号の四の次に次の一号を加える。

四十六号の五 成年後見制度利用促進基本計画

(成年後見制度の利用の促進に関する法律
(平成二十八年法律第 号)第十二条第一項に規定するものをいう。)の策定及び推進に関すること。

(内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律の一部改正)

第七条 内閣の重要政策に関する総合調整等に関

する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第二条のうち内閣府設置法第四条第二項の改正規定中「及び子どもの貧困対策の推進」を「子どもの貧困対策の推進及び成年後見制度の利用の促進」に改める。

第二条のうち内閣府設置法第四条第三項の改正規定中「第四十六号の二とし」の下に「第四十六号の五を第四十六号の三とし」を加える。

戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案

右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。

よつて国会法第八十三条により回付する。

平成二十八年四月六日

参議院議長 山崎 正昭

衆議院議長 大島 理森殿

(修正に係る条文を掲ぐ。小字及び―は修正)

附 則

(施行期日) 〇等
第一条 この法律は、公布の日、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条及び附則第四条の規定 平成二十八年十月一日
二 第二条並びに附則第五条及び第六条の規定 平成三十三年四月一日

三 附則第七条の規定 平成三十三年十月一日

2 第一条の規定による改正後の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法(次条第二項から第十二項まで並びに附則第三条及び第四条において平成二十八年新法という。第三条第一項の規定並びに次条第二項から第十一項まで及び附則第三条の規定は、平成二十八年四月一日から適用する。

(第一条の規定による戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法(以下この条並びに附則第四条及び第五条において「平成二十八年旧法」という。)の規定により支給し、又は支給すべきであつた特別給付金については、なお従前の例による。

2 第一条の規定による改正後の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法(以下この条から附則第四条までにおいて「平成二十八年新法」という。第三条第一項の特別給付金は、同項の規定にかかわらず、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第二十五号。以下「平成二十三年改正法」という。)附則第二条第二項に規定する者及び平成二十八年旧法による特別給付金を受ける権利を取得した者には、支給しない。

3 平成二十八年旧法第二条に規定する戦傷病者等(同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。以下この項において同じ。)が、平成二十八年四月一日において、平成二十八年新法第二条各号に掲げる給付(以下この条及び附則第四条において「増加恩給等」とい

う。)のうち年金たる給付を受けているとき、又は増加恩給等のうち一時金たる給付を受けたことがある当該戦傷病者等(当該給付を受けた日以後に当該給付に係る法令に基づく年金たる給付で公務による障害を支給事由とするものを受ける権利を失うべき事由に該当するものを受ける権利を失うべき事由に該当するものを除く。)の当該給付に係る障害の程度が、事実に婚姻関係と同様の事情にあつたと認められる者を含む、離婚の届出をしていないが、事実上離婚したと同様の事情にあつたと認められる者を除く。以下この条及び附則第五条において同じ。)であつて、同日において日本の国籍を有しているものには、平成二十八年新法第三条第一項の特別給付金を支給する。ただし、当該戦傷病者等の妻であつたことにより、平成二十八年旧法第三条第一項の特別給付金(以下「平成二十三年特別給付金」という。)を受ける権利を取得した者に限る。

4 平成二十三年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等(同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。以下この項において同じ。)が、平成二十八年四月一日において、増加恩給等のうち年金たる給付を受けているとき、又は増加恩給等のうち一時金たる給付を受けたことがある当該戦傷病者等(当該給付を受けた日以後に当該給付に係る法令に基づ

く年金たる給付で公務による障害を支給事由とするものを受ける権利を失うべき事由に該当するものを受ける権利を失うべき事由に該当するものを除く。)の当該給付に係る障害の程度が、事実に婚姻関係と同様の事情にあつたと認められる者を含む、離婚の届出をしていないが、事実上離婚したと同様の事情にあつたと認められる者を除く。以下この条及び附則第五条において同じ。)であつて、同日において日本の国籍を有しているものには、平成二十八年新法第三条第一項の特別給付金を支給する。ただし、当該戦傷病者等の妻であつたことにより、平成二十三年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金(以下「平成十八年特別給付金」という。)を受ける権利を取得した者(戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律(平成十八年法律第九十五号。以下「平成十八年改正法」という。)附則第二条第二項に規定する者を除く。)に限る。

5 平成十八年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等(同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。以下この項において同じ。)が、平成二十八年四月一日において、増加恩給等のうち年金たる給付を受けているとき、又は増加恩給等のうち一時金たる給付を受けたことがある当該戦傷病者等(当該給付を受けた日以後に当該給付に係る法令に基づ

く年金たる給付で公務による障害を支給事由とするものを受ける権利を失うべき事由に該当するものを受ける権利を失うべき事由に該当するものを除く。)の当該給付に係る障害の程度が、事実に婚姻関係と同様の事情にあつたと認められる者を含む、離婚の届出をしていないが、事実上離婚したと同様の事情にあつたと認められる者を除く。以下この条及び附則第五条において同じ。)であつて、同日において日本の国籍を有しているものには、平成二十八年新法第三条第一項の特別給付金を支給する。ただし、当該戦傷病者等の妻であつたことにより、平成十八年改正法附則第二条第三項の規定により平成十八年特別給付金を受ける権利を取得した者に限る。

6 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(平成十三年法律第十一号。以下「平成十三年改正法」という。)による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等(同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。以下この項において同じ。)が、平成二十八年四月一日において、増加恩給等のうち年金たる給付を受けているとき、又は増加恩給等のうち一時金たる給付を受けたことがある当該戦傷病者等(当該給付を受けた日以後に当該給付に係る法令に基づく年金たる給付で公務による障害を支給事由とするものを受ける権利を失うべき事由に該当するものを受ける権利を失うべき事由に該当するものを除く。)の当該給付に係る障害の程度が、事実に婚姻関係と同様の事情にあつたと認められる者を含む、離婚の届出をしていないが、事実上離婚したと同様の事情にあつたと認められる者を除く。以下この条及び附則第五条において同じ。)であつて、同日において日本の国籍を有しているものには、平成二十八年新法第

8 戦傷病者戦没者遺族等援護法及び戦傷病者等

7 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(平成八年法律第十五号。以下「平成八年改正法」という。)による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等(同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。以下この項において同じ。)が、平成二十八年四月一日において、増加恩給等のうち年金たる給付を受けているとき、又は増加恩給等のうち一時金たる給付を受けたことがある当該戦傷病者等(当該給付を受けた日以後に当該給付に係る法令に基づき年金たる給付で公務による障害を支給事由とするものを受ける権利を失うべき事由に該当した者を除く。)の当該給付に係る障害の程度が恩給法別表第一号表ノ二及び第一号表ノ三に該当しているときは、第二項の規定にかかわらず、平成二十八年四月一日において当該戦傷病者等の妻であつて、同日において日本の国籍を有しているものには、平成二十八年新法第三条第一項の特別給付金を支給する。ただし、当該戦傷病者等の妻であつたことにより、平成十八年改正法附則第二条第五項の規定により平成十八年特別給付金を受ける権利を取得した者に限る。

戦傷病者戦没者遺族等援護法及び戦傷病者等

戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法及び
(院回付)

10 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第二十九号。以下「昭和五十四年改正法」という。)による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等が、平成二十八年四月一日において、増加恩給等のうち年金たる給付を受けているとき、又は増加恩給等のうち一時金たる給付を受けたことがある当該戦傷病者等(当該給付を受けた日以後に当該給付に係る法令に基づく年金たる給付で公務による障害を支給事由とするものを受ける権利を失うべき事由に該当した者を除く。)の当該給付に係る障害の程度が恩給法別表第一号表ノ二及び第一号表ノ三に該当しているときは、第二項の規定にかかわらず、平成二十八年四月一日において当該戦

11 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第二十二号。以下「昭和五十一年改正法」という。）による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条第一項に規定する戦傷病者等又は昭和五十四年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば、同条に規定する戦傷病者等となる者が、平成二十八年四月一日において、増加恩給等のうち年金たる給付を受けているとき、又は増加恩給等のうち一時金たる給付を受けたことがある当該戦傷病者等若しくは戦傷病者等となる者（当該給付を受けた日以後に当該給付に係る法令に基づく年金たる給付で公務による障害を支給事由とするものを受ける権利を失うべき事由に該当した者を除く。）の当該給付に係る障害の程度が恩給法別表第一号表ノ二及び第一号表ノ三に該当しているときは、第二項の規定にかかわらず、平成二十八年四月一日において当該戦傷病者等又は戦傷病者等となる者の妻であつて、同日において日本の国籍を有しているものには、平成二十八年新法第三条第一項の特別給付金を

支給する。ただし、当該戦傷病者等又は戦傷病者等となる者の妻であつたことにより、平成十八年改正法附則第二条第九項の規定により平成十八年特別給付金を受ける権利を取得した者に限る。

12 第三項から前項までの規定により平成二十八年新法第三条第一項の特別給付金を受ける権利を取得した者に支給する同項の特別給付金の額は、平成二十八年新法第四条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額(第三項から前項までに規定する戦傷病者等又は戦傷病者等となる者で恩給法別表第一号表ノ三の第二款症から第五款症までに該当する程度の障害を有するものに係る特別給付金については、その額の二分の一に相当する額)とする。

- 一 第三項から第六項までの規定により支給する特別給付金 三十万円
- 二 第七項及び第八項の規定により支給する特別給付金 四十五万円
- 三 第九項から前項までの規定により支給する特別給付金 五十万円

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

平成二十八年三月一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成十三年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十二条」を「第十七条」に、「第十三条」を「第二十三条」に、「第十八条」を「第三十二条」に、「第二十四条」を「第二十七条」に、「第三十三条」を「第三十六条」に改める。

第二条第一項中「ポリ塩化ビフェニル」を「ポリ塩化ビフェニル原液」に改め、「廃棄物をいう」の下に「次項において同じ」を加え、同条第二項中「事業者」とは、第十三条を除き「保管事業者」とはに改め、同項を同条第五項とし、同条第一項の次に次の三項を加える。

2 この法律において「高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物」とは、次に掲げる廃棄物をいう。

一 ポリ塩化ビフェニル原液が廃棄物となつたもの

二 ポリ塩化ビフェニルを含む油が廃棄物となつたもののうち、これに含まれているポリ塩化ビフェニルの割合が政令で定める基準を超えるもの

三 ポリ塩化ビフェニルが塗布され、染み込み、付着し、又は封入された物が廃棄物となつたもののうち、ポリ塩化ビフェニルを含む部分に含まれているポリ塩化ビフェニルの割合が政令で定める基準を超えるもの

3 この法律において「ポリ塩化ビフェニル使用製品」とは、ポリ塩化ビフェニル原液又はポリ

塩化ビフェニルを含む油若しくはポリ塩化ビフェニルが塗布され、染み込み、付着し、若しくは封入された製品(これらのうち環境に影響を及ぼすおそれの少ないものとして政令で定めるものを除く)をいう。

4 この法律において「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品」とは、次に掲げる製品をいう。

一 ポリ塩化ビフェニル原液

二 ポリ塩化ビフェニルを含む油のうち、これに含まれているポリ塩化ビフェニルの割合が政令で定める基準を超えるもの

三 ポリ塩化ビフェニルが塗布され、染み込み、付着し、又は封入された製品のうち、ポリ塩化ビフェニルを含む部分に含まれているポリ塩化ビフェニルの割合が政令で定める基準を超えるもの

6 この法律において「所有事業者」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品を所有する事業者をいう。

第三條中「事業者」を「保管事業者」に改め、同条に次の二項を加える。

2 所有事業者は、確実に、そのポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄し、又はそのポリ塩化ビフェニル使用製品からポリ塩化ビフェニルを除くよう努めなければならない。

3 保管事業者及び所有事業者は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理に関し、国及び地方公共団体が実施する施策に協力しなければならない。

第四条の見出しを「ポリ塩化ビフェニル使用製

品を製造した者の責務」に改め、同条中「ポリ塩化ビフェニルを製造した者及びポリ塩化ビフェニルが使用されている製品を製造した者(以下「ポリ塩化ビフェニル製造者等」という。))を「ポリ塩化ビフェニル使用製品を製造した者」に改める。

第五条第一項中「は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物」の下に「及びポリ塩化ビフェニル使用製品」を加え、「その他の」の下に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理のために」を加え、同条第二項中「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の状況」を「ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の状況」に改め、同条第三項中「事業者及びポリ塩化ビフェニル製造者等」を「保管事業者、所有事業者及びポリ塩化ビフェニル使用製品を製造した者」に改める。

第六条第一項中「環境大臣は、廃棄物処理法第五条の二第一項に規定する基本方針に即して、環境省令で定めるところにより」を「政府は」に改め、同条第二項第三号中「前二号」を「前各号」に改め、同号を同項第六号とし、同号の前に次の一号を加える。

五 政府が保管事業者としてそのポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理のために実行すべき措置に関する事項

第六条第二項中第二号を第四号とし、同号の前に次の一号を加える。

三 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理を計画的に推進するために必要な措置に関する事項

第六条第二項中第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理の推進に関する基本的な方針 第六条第三項を次のように改める。	の保管の場所その他の」を加え、同条に次の一項を加える。 2 保管事業者は、前項の規定による届出に係る保管の場所を変更してはならない。ただし、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理に支障を及ぼすおそれがないものとして環境省令で定める場合は、この限りでない。	二 次に掲げる事項を記載した届出書に、前号に掲げる要件に該当することを証する書類として環境省令で定めるものを添付して、都道府県知事に届け出たこと。 イ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ロ 処分期間内に自ら処分し、又は処分を他人に委託することが困難な高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の種類及び数量並びに保管の場所 ハ ロの高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は処分を他人に委託するこ ト が見込まれる日	第二十五条中「第八条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同条に次の各号を加える。 一 第八条第一項(第十五条において準用する場合及び第十九条において読み替えて準用する場合を含む。)又は第十条第二項(第十五条及び第十九条において読み替えて準用する場合を含む。)若しくは第四項(第十九条において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者 二 第八条第二項の規定に違反して、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所を変更した者 三 第十条第三項第二号又は第十八条第二項第二号の規定による届出をする場合において虚偽の届出をした者 第二十五条を第三十四条とする。 第二十四条第二号を削り、同条第一号中「第十一条」を「第十七条」に改め、同号を同条第二号とし、同号の前に次の一号を加える。 一 第十二条第一項の規定による命令に違反した者 第二十四条を第三十三条とし、第三章中第二十三条を第三十二条とし、第二十二條の二を第三十条とし、同条の次に次の一条を加える。 (環境省令への委任) 第三十一条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、環境省令で定める。 第二十二條中「第十六条、第十七条及び第十八
3 環境大臣は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。 第六条に次の四項を加える。	第九條中「前条のポリ塩化ビフェニル廃棄物」を「前条第一項の高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物」に改める。 第十條中「事業者は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物」を「保管事業者は、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の種類ごと及び保管の場所が所在する区域ごとに高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物」に、「期間」を「期間(以下「処分期間」という。)」に、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物」を「高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物」に改め、同条に次の三項を加える。	4 前項第二号の規定による届出を行った者は、同号イからニまでに掲げる事項に変更があつたときは、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。 第十一条を次のように改める。 (指導及び助言) 第十一条 都道府県知事は、保管事業者に対し、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理の実施を確保するために必要な指導及び助言をすることができる。 第二十七條を第三十六條とする。 第二十六條第一号中「第十二條第二項」を「第十六条第二項(第十九条において読み替えて準用する場合を含む。)」に改め、同条第二号中「第十七条」を「第二十四條」に改め、同条第三号中「第十八條第一項」を「第二十五條第一項」に改め、同条を第三十五條とする。	第二十二條中「第十六条、第十七条及び第十八
4 環境大臣は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣に協議しなければならない。	2 前項の規定によりその全ての高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分を終えた者は、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。 3 次に掲げる要件のいずれにも該当する保管事業者は、第一項の規定にかかわらず、処分期間の末日から起算して一年を経過した日(以下「特例処分期限日」という。)までに、その高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は処分を他人に委託しなければならない。 一 高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を特例処分期限日までに自ら処分し、又は処分を他人に委託することが確実であること。	二 前項の規定によりその全ての高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分を終えた者は、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。 三 次に掲げる要件のいずれにも該当する保管事業者は、第一項の規定にかかわらず、処分期間の末日から起算して一年を経過した日(以下「特例処分期限日」という。)までに、その高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は処分を他人に委託しなければならない。 一 高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を特例処分期限日までに自ら処分し、又は処分を他人に委託することが確実であること。	第二十二條中「第十六条、第十七条及び第十八
5 ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画の案は、廃棄物処理法第五条の二第一項に規定する基本方針との調和が保たれたものでなければならない。	2 前項の規定によりその全ての高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分を終えた者は、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。 3 次に掲げる要件のいずれにも該当する保管事業者は、第一項の規定にかかわらず、処分期間の末日から起算して一年を経過した日(以下「特例処分期限日」という。)までに、その高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は処分を他人に委託しなければならない。 一 高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を特例処分期限日までに自ら処分し、又は処分を他人に委託することが確実であること。	二 前項の規定によりその全ての高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分を終えた者は、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。 三 次に掲げる要件のいずれにも該当する保管事業者は、第一項の規定にかかわらず、処分期間の末日から起算して一年を経過した日(以下「特例処分期限日」という。)までに、その高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は処分を他人に委託しなければならない。 一 高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を特例処分期限日までに自ら処分し、又は処分を他人に委託することが確実であること。	第二十二條中「第十六条、第十七条及び第十八
6 環境大臣は、第三項の閣議の決定があつたときは、遅滞なく、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画を公表しなければならない。	2 前項の規定によりその全ての高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分を終えた者は、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。 3 次に掲げる要件のいずれにも該当する保管事業者は、第一項の規定にかかわらず、処分期間の末日から起算して一年を経過した日(以下「特例処分期限日」という。)までに、その高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は処分を他人に委託しなければならない。 一 高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を特例処分期限日までに自ら処分し、又は処分を他人に委託することが確実であること。	二 前項の規定によりその全ての高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分を終えた者は、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。 三 次に掲げる要件のいずれにも該当する保管事業者は、第一項の規定にかかわらず、処分期間の末日から起算して一年を経過した日(以下「特例処分期限日」という。)までに、その高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は処分を他人に委託しなければならない。 一 高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を特例処分期限日までに自ら処分し、又は処分を他人に委託することが確実であること。	第二十二條中「第十六条、第十七条及び第十八
7 第三項から前項までの規定は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画の変更について準用する。	2 前項の規定によりその全ての高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分を終えた者は、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。 3 次に掲げる要件のいずれにも該当する保管事業者は、第一項の規定にかかわらず、処分期間の末日から起算して一年を経過した日(以下「特例処分期限日」という。)までに、その高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は処分を他人に委託しなければならない。 一 高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を特例処分期限日までに自ら処分し、又は処分を他人に委託することが確実であること。	二 前項の規定によりその全ての高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分を終えた者は、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。 三 次に掲げる要件のいずれにも該当する保管事業者は、第一項の規定にかかわらず、処分期間の末日から起算して一年を経過した日(以下「特例処分期限日」という。)までに、その高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は処分を他人に委託しなければならない。 一 高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を特例処分期限日までに自ら処分し、又は処分を他人に委託することが確実であること。	第二十二條中「第十六条、第十七条及び第十八
第七條第一項中「廃棄物処理法第五条の五第一項に規定する廃棄物処理計画及び」を削り、同条第二項第二号中「の体制の確保」を削る。	2 前項の規定によりその全ての高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分を終えた者は、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。 3 次に掲げる要件のいずれにも該当する保管事業者は、第一項の規定にかかわらず、処分期間の末日から起算して一年を経過した日(以下「特例処分期限日」という。)までに、その高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は処分を他人に委託しなければならない。 一 高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を特例処分期限日までに自ら処分し、又は処分を他人に委託することが確実であること。	二 前項の規定によりその全ての高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分を終えた者は、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。 三 次に掲げる要件のいずれにも該当する保管事業者は、第一項の規定にかかわらず、処分期間の末日から起算して一年を経過した日(以下「特例処分期限日」という。)までに、その高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は処分を他人に委託しなければならない。 一 高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を特例処分期限日までに自ら処分し、又は処分を他人に委託することが確実であること。	第二十二條中「第十六条、第十七条及び第十八
第八條中「事業者及び」を「保管事業者及び」に、「を処分(再生すること)」を「の処分(再生に、」第十九條第二項を「第二十六條第二項及び第三項に、」する」を「する」に、「事業者等」を「保管事業者等」に、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物」を「高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物」に改め、「関し、」の下に「高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物	2 前項の規定によりその全ての高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分を終えた者は、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。 3 次に掲げる要件のいずれにも該当する保管事業者は、第一項の規定にかかわらず、処分期間の末日から起算して一年を経過した日(以下「特例処分期限日」という。)までに、その高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は処分を他人に委託しなければならない。 一 高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を特例処分期限日までに自ら処分し、又は処分を他人に委託することが確実であること。	二 前項の規定によりその全ての高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分を終えた者は、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。 三 次に掲げる要件のいずれにも該当する保管事業者は、第一項の規定にかかわらず、処分期間の末日から起算して一年を経過した日(以下「特例処分期限日」という。)までに、その高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は処分を他人に委託しなければならない。 一 高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を特例処分期限日までに自ら処分し、又は処分を他人に委託することが確実であること。	第二十二條中「第十六条、第十七条及び第十八

条第一項を第十二条第一項及び第二項第十五条において準用する場合を含む。)、第二十四条並びに第二十五条第一項に改め、同条を第二十九条とし、第二十一条を第二十八条とする。

第二十条の見出し中「緊急時における」を削り、同条中「第十六条第一項、第十七条又は第十八条第一項」を「第十二条第一項、第十三条、第二十四条(第十九条において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。))又は第二十五条第一項(第十九条において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。))」に改め、「命令」の下に「処分等措置若しくは」を加え、「により人の健康又は生活環境に係る被害が生ずること」を削り、「緊急の」を「特に」に改め、同条を第二十七条とする。

第十九条第二項中「第十六条第一項」を「第十二条第一項(第十五条において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。))」に改め、同条第三項中「第十六条第一項」を「第十二条第一項」に改め、同条を第二十六条とする。

第十八条第一項中「事業者等」を「保管事業者等又は高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物であることの疑いのある物を保管する事業者その他の関係者」に改め、「においてポリ塩化ビフェニル廃棄物」の下に「若しくは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物であることの疑いのある物」を加え、同条を第二十五条とする。

第十七条中「事業者等」を「保管事業者等又は高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物であることの疑いのある物を保管する事業者その他の関係者」に改め、同条を第二十四条とする。

第十五条の見出しを「(ポリ塩化ビフェニル使用製品を製造した者に対する要請)」に改め、同条中「ポリ塩化ビフェニル製造者等」を「ポリ塩化ビフェニル使用製品を製造した者」に改め、同条を第二十二条とし、同条の次に次の一条を加える。

(関係者相互の連携及び協力)

第二十三条 環境大臣、経済産業大臣、関係行政機関の長、都道府県知事、ポリ塩化ビフェニル使用製品を製造した者その他の関係者は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理が推進されるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

第十四条を削る。

第十三条の見出しを「(事業所管大臣等に対する要請)」に改め、同条中「ポリ塩化ビフェニルが使用されている製品及び当該製品を」を「ポリ塩化ビフェニル使用製品」に改め、同条に次の一項を加える。

2 環境大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、経済産業大臣に対し、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物について、資料の提供、説明その他の必要な協力を求めることができる。

第十三条を第二十一条とし、第三章中同条の前に次の見出し及び三条を加える。

(ポリ塩化ビフェニル使用製品の規制等)

第十八条 所有事業者は、処分期間内に、その高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄しなければならない。

2 次に掲げる要件のいずれにも該当する所有事業者は、前項の規定にかかわらず、特例処分期

限日までに、その高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄しなければならない。

一 廃棄した高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を特例処分限日までに自ら処分し、又は処分を他人に委託することが確実であること。

二 次に掲げる事項を記載した届出書に、前号に掲げる要件に該当することを証する書類として環境省令で定めるものを添付して、都道府県知事に届け出たこと。

イ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

ロ 処分期間内に廃棄することが困難な高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の種類及び数量並びに使用の場所及び廃棄後の保管の場所

ハ 廃棄した高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を自ら処分し、又は処分を他人に委託することが見込まれる日

ニ その他環境省令で定める事項

3 処分期間内(前項に規定する所有事業者にあつては、特例処分限日までに)に廃棄されなかつた高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については、これを高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物とみなして、この法律及び廃棄物処理法の規定を適用する。

4 所有事業者が、第二項第二号の規定による届出を行った場合において、当該届出に係る高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄したときは、当該廃棄に係る高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については、第十条第三項第二号の規

定による届出を行った保管事業者とみなす。

第十九条 第八条第一項、第九条、第十条第二項及び第四項、第十一条、第十六条、第二十四条並びに第二十五条の規定は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品について準用する。この場合において、第八条第一項中「保管事業者及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分(再生を含む。以下同じ。))」を「(以下「保管事業者等」という。))」とあるのは「所有事業者」と、「保管及び処分の状況」とあるのは「廃棄の見込み」と、「保管の場所」とあるのは「所在の場所」と、第九条中「保管及び処分の状況」とあるのは「廃棄の見込み」と、第十条第二項中「前項」とあるのは「第十八条第四項中「前項第二号」とあるのは「第十八条第二項第二号」と、第十一条中「保管事業者」とあるのは「所有事業者」と、「確実かつ適正な」とあるのは「確実な廃棄及び廃棄した高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の確実かつ適正な」と、第十六条第一項中「保管事業者」とあるのは「所有事業者」と、「保管するポリ塩化ビフェニル廃棄物」とあるのは「所有する高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品」と、同条第二項中「保管事業者」とあるのは「所有事業者」と、第二十四条中「保管事業者等」とあるのは「所有事業者(高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を所有するものに限る。次条第一項において同じ。))」と、「保管する」とあるのは「所有する」と、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又は処分」とあるのは「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄」と、

第二十五条第一項中「保管事業者等」とあるのは「所有事業者」と、「保管する」とあるのは「所有する」と、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又は処分」とあるのは「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄」と、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物若しくは」とあるのは「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品若しくは」と読み替えるものとする。

第二十条 電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第二条第一項第十八号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品(以下「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」という。)については、前二条の規定を適用せず、同法の定めるところによるものとする。

2 特例処分期限日までに廃棄されなかつた高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物については、これを高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物とみなして、この法律及び廃棄物処理法の規定を適用する。

第十二条第一項中「事業者」を「保管事業者」に改め、「係る事業の全部」の下に「又は一部」を、「その事業の全部」の下に「若しくは一部」を加え、同条第二項中「事業者」を「保管事業者」に改め、第二章中同条を第十六条とし、同条の次に次の一条を加える。

(譲渡し及び譲受けの制限)

第十七条 何人も、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理に支障を及ぼすおそれがないものとして環境省令で定める場合のほか、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を譲り渡し、又は譲り受けてはならない。

第十一条の次に次の四条を加える。

(改善命令)

第十二条 環境大臣又は都道府県知事は、保管事業者が第十条第一項又は第三項の規定に違反した場合においては、当該保管事業者に対し、期限を定めて、当該高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分その他必要な措置(以下「処分等措置」という。)を講ずべきことを命ずることができる。

2 前項の規定による命令をするときは、環境省令で定める事項を記載した命令書を交付しなければならない。

(代執行)

第十三条 前条第一項に規定する場合において、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理上の支障が生ずるおそれがあり、かつ、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、環境大臣又は都道府県知事は、自らその処分等措置の全部又は一部を講ずることができる。この場合において、第二号に該当すると認められるときは、相当の期限を定めて、当該処分等措置を講ずべき旨及びその期限までに当該処分等措置を講じないときは、自ら当該処分等措置を講じ、当該処分等措置に要した費用を徴収することができる旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

一 前条第一項の規定により処分等措置を講ずべきことを命ぜられた保管事業者が、当該命令に係る期限までに当該命令に係る処分等措置を講じないとき、講じても十分でないとき、又は講ずる見込みがないとき。

二 前条第一項の規定により処分等措置を講ずべきことを命じようとする場合において、過失がなくて当該処分等措置を命ずべき者を確

知することができないとき。

三 緊急に処分等措置を講ずる必要がある場合において、前条第一項の規定により当該処分等措置を講ずべきことを命ずるいとまがないとき。

2 環境大臣又は都道府県知事は、前項の規定により処分等措置の全部又は一部を講じたときは、当該処分等措置に要した費用について、環境省令で定めるところにより、当該保管事業者から徴収することができる。

3 前項の規定による費用の徴収については、行政代執行法(昭和二十三年法律第四十三号)第五条及び第六条の規定を準用する。

(その他のポリ塩化ビフェニル廃棄物の規制等)

第十四条 保管事業者は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物(高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。以下この条及び次条において同じ。)の処理の体制の整備の状況その他の事情を勘案して政令で定める期間内に、そのポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は処分を他人に委託しなければならない。

第十五条 第八条第一項、第九条、第十条第二項、第十一条及び第十二条の規定は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物について準用する。この場合において、同項中「前項」とあり、及び同条第一項中「第十条第一項又は第三項」とあるのは、「第十四条」と読み替えるものとする。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条及び附則第四条の規定

は、公布の日から施行する。

(施行前の準備)

第二条 政府は、この法律の施行前においても、この法律による改正後のポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(以下「新法」という。)第六条の規定の例により、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画を定めることができる。

2 前項の規定により定められたポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画は、この法律の施行の日において新法第六条の規定により定められたものとみなす。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第五条 政府は、この法律の施行後五年以内に、新法の施行の状況等を勘案し、ポリ塩化ビフェニルが使用されている製品に関する施策の在り方を含め、新法の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(地方自治法の一部改正)

第六条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成十三年法律第二十六号)の項の次に次のように加える。

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に
関する特別措置法(平成
十三年法律第六十五号)

第十二条第一項(第十五条において読み替えて準用する場合を含む。)及び第二項(第十五条において準用する場合を含む。)並びに第二十四条及び第二十五条第一項(これらの規定を第十九条において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により都道府県が行うこととされている事務

理 由

最近におけるポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の状況を踏まえ、ポリ塩化ビフェニル廃棄物が早期に確実かつ適正に処理されるよう、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管する事業者によるその処分及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を所有する事業者によるその廃棄を一定期間内に行うことを義務付ける等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、最近におけるポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理状況を踏まえ、ポリ塩化ビフェニル廃棄物が早期に確実かつ適正に処理されるよう、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 1 ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画を閣議決定により定めるものとする。
- 2 高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者は、政令で定める期間(以下「処分期間」という。)内に、これを自ら処分し、又は処分を他人に委託(以下「処分又は委託」という。)しなければならないものとする。ただし、処分期間の末日から起算して一年を経過

した日(以下「特例処分期限日」という。)までに処分又は委託することが確実である保管事業者については、特例処分期限日までに、処分又は委託しなければならないものとする。

3 都道府県知事は、保管事業者が2の規定に違反した場合には、処分等の措置を命ずることができるとともに、履行の見込みがない場合等に、代執行を行うことができるものとする。

4 高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の所有事業者は、処分期間内に、これを廃棄しなければならないものとする。ただし、特例処分期限日までに処分又は委託することが確実である所有事業者については、特例処分期限日までに、これを廃棄しなければならないものとする。

5 処分期間内又は特例処分期限日までに廃棄されなかった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については、これを高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物とみなして、この法律による改正後のポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(以下「新法」という。)及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という。)の規定を適用するものとする。

6 電気事業法に規定する電気工作物である高

濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については、同法の定めるところによるものとする。とともに、特例処分期限日までに廃棄されなかったものについては、これを高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物とみなして、新法及び廃棄物処理法の規定を適用するものとする。

7 高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物であることとの疑いのある物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品であることとの疑いのある物を保管・所有する事業者その他の関係者について、都道府県知事による報告徴収及び立入検査等の対象に追加するものとする。

8 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

9 政府は、この法律の施行後五年以内に、新法の施行の状況等を勘案し、ポリ塩化ビフェニルが使用されている製品に関する施策の在り方を含め、新法の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

二 議案の可決理由

本案は、最近におけるポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理状況を踏まえ、ポリ塩化ビフェニル廃棄物が早期に確実かつ適正に処理されるための措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

平成二十八年四月五日

環境委員長 赤澤 亮正
衆議院議長 大島 理森殿

有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法案

右の議案を提出する。

平成二十八年三月十八日

提出者

谷川 弥一	今津 寛
逢坂 誠二	河野 正美
佐藤 茂樹	鈴木 義弘
高木 義明	武部 新
遠山 清彦	中野 洋昌
額賀福志郎	細田 健一
細田 博之	松原 仁
宮路 拓馬	鷲尾英一郎
賛成者	
秋元 司	外二十六名

有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法

(目的)

第一条 この法律は、我が国の領海、排他的経済水域等を適切に管理する必要性が増大していることに鑑み、有人国境離島地域が有する我が国の領海、排他的経済水域等の保全等に関する活動の拠点としての機能を維持するため、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別の措置を講じ、もって我が国の領海、排他的経済水域等の保全等に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「有人国境離島地域」とは、次に掲げる地域をいう。

一 自然的経済的社会的観点から一体をなすと認められる二以上の離島で構成される地域(当該離島のうちに領海及び接続水域に関する法律(昭和五十二年法律第三十号)第一条第一項の海域の限界を画する基礎となる基線(同法第二条第一項に規定する基線をいい、同項の直線基線の基点を含む。次号において「領海基線」という。)を有する離島があるものに限る。)内の現に日本国民が居住する離島で構成される地域 二 前号に定めるもののほか、領海基線を有する離島であつて現に日本国民が居住するものの地域	一 有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持の意義及び方向に関する事項 二 国の行政機関の施設の設置に関する基本的な事項 三 国による土地の買取り等に関する基本的な事項 四 港湾等の整備に関する基本的な事項 五 外国船舶による不法入国等の違法行為の防止に関する基本的な事項 六 広域の見地からの連携に関する基本的な事項 七 第十二条に規定する国内一般旅客定期航路事業等に係る運賃等の低廉化に関する基本的な事項 八 第十三条に規定する国内定期航空運送事業に係る運賃の低廉化に関する基本的な事項 九 生活又は事業活動に必要な物資の費用の負担の軽減に関する基本的な事項 十 雇用機会の拡充等に関する基本的な事項 十一 安定的な漁業経営の確保等に関する基本的な事項 十二 前各号に掲げるもののほか、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する重要事項 内閣総理大臣は、基本方針を定めようとするときは、関係行政機関の長(関係行政機関が国家公安委員会である場合にあつては、国家公安委員会)に協議しなければならない。 四 関係地方公共団体は、基本方針に関し、内閣	総理大臣に対し、意見を申し出ることができ 五 内閣総理大臣は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。 六 第三項及び前項の規定は、基本方針の変更に ついて準用する。 (国の行政機関の施設の設置) 第五条 国は、有人国境離島地域に国の行政機関の施設を設置するよう努めるものとする。 (国による土地の買取り等) 第六条 国は、有人国境離島地域内の土地であつて、当該有人国境離島地域の保全のため国が適切な管理を行う必要があると認められるものについては、買取りその他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 (港湾等の整備) 第七条 国及び地方公共団体は、領海、排他的経済水域等の保全等に関する活動に利用される有人国境離島地域内の港湾、漁港、道路及び空港の整備のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 (外国船舶による不法入国等の違法行為の防止) 第八条 国及び地方公共団体は、有人国境離島地域及びその周辺の海域について、外国船舶による不法入国等の違法行為の防止のための体制の強化その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 (広域の見地からの連携) 第九条 国及び地方公共団体は、有人国境離島地域の保全を図るに当たつては、当該有人国境離	島地域を超える広域の見地からの関係機関の連携を図られるよう配慮するものとする。 (都道県計画) 第十条 特定有人国境離島地域をその区域に含む都道県は、基本方針に基づき、当該特定有人国境離島地域について、その地域社会の維持に関する計画(以下単に「計画」という。)を定めるよう努めるものとする。 二 計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。 一 特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持の基本的方針に関する事項 二 第十二条に規定する国内一般旅客定期航路事業等に係る運賃等の低廉化に関する事項 三 第十三条に規定する国内定期航空運送事業に係る運賃の低廉化に関する事項 四 生活又は事業活動に必要な物資の費用の負担の軽減に関する事項 五 雇用機会の拡充等に関する事項 六 安定的な漁業経営の確保等に関する事項 七 前各号に掲げるもののほか、特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関し必要な事項 三 都道県は、特定有人国境離島地域について計画を定めようとするときは、あらかじめ、その全部又は一部の区域が当該特定有人国境離島地域である市町村の意見を聴かなければならない。 四 その全部又は一部の区域が一の特定有人国境離島地域である市町村は、当該特定有人国境離
---	--	---	---

平成二十八年四月八日 衆議院會議録第二十三号

有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法案及び同報告書

一八

島地域に係る計画が定められていない場合には、単独で又は共同して、都道県に対し、当該特定有人国境離島地域について計画を定めることを要請することができる。

5 前項の規定による要請があつたときは、都道県は、速やかに、当該要請に係る特定有人国境離島地域について計画を定めなければならない。

6 都道県は、計画を定めたときは、これを公表するよう努めるとともに、直ちに、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

7 内閣総理大臣は、前項の規定により計画の提出があつた場合においては、直ちに、その内容を関係行政機関の長に通知しなければならない。この場合において、関係行政機関の長は、当該計画についてその意見を内閣総理大臣に申し出ることができる。

8 内閣総理大臣は、第六項の規定により提出された計画が基本方針に適合していないと認めるときは、当該都道県に対し、これを変更すべきことを求めることができる。

9 内閣総理大臣は、第六項の規定により提出された計画について前項の規定による措置を執る必要がないと認めるときは、その旨を当該都道県に通知しなければならない。

10 第三項、第四項及び第六項から前項までの規定は、計画の変更について準用する。

(財政上の措置等)

第十一条 国は、毎年度、予算で定めるところにより、計画の円滑な実施その他の特定有人国境

離島地域に係る地域社会の維持に関する施策の実施に必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(国内一般旅客定期航路事業等に係る運賃等の低廉化)

第十二条 国及び地方公共団体は、国内一般旅客定期航路事業等(特定有人国境離島地域とその他の本邦の地域及び特定有人国境離島地域内を連絡する航路における海上運送法(昭和二十四年法律第百八十七号)第二条第五項に規定する一般旅客定期航路事業及び同法第十九条の六の二に規定する人の運送をする貨物定期航路事業をいう。)に係る旅客の運賃及び料金の低廉化について特別の配慮をするものとする。

(国内定期航空運送事業に係る運賃の低廉化)

第十三条 国及び地方公共団体は、国内定期航空運送事業(特定有人国境離島地域とその他の本邦の地域及び特定有人国境離島地域内を連絡する航空路における航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第二条第二十項に規定する国内定期航空運送事業をいう。)に係る旅客の運賃の低廉化について特別の配慮をするものとする。(生活又は事業活動に必要な物資の費用の負担の軽減)

第十四条 国及び地方公共団体は、特定有人国境離島地域の住民の生活又は事業活動に必要な物資であつて、当該特定有人国境離島地域における居住又は事業の継続に特に寄与すると認められるものの購入等に要する費用の負担の軽減について適切な配慮をするものとする。

(雇用機会の拡充等)

第十五条 国及び地方公共団体は、特定有人国境離島地域の住民の雇用機会の拡充を図るため、特定有人国境離島地域において事業を営み、又は営もうとする者が行うその事業の事業規模若しくは事業活動の拡大又は事業の開始に要する費用の負担の軽減について適切な配慮をするものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の事業に係る専門的な知識又は技術を有する人材を育成するため、職業訓練の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(安定的な漁業経営の確保等)

第十六条 国及び地方公共団体は、特定有人国境離島地域においては漁業が重要な産業であること及び我が国の領海、排他的経済水域等の保全等に重要な役割を果たしていることに鑑み、特定有人国境離島地域における安定的な漁業経営の確保を図り、及び特定有人国境離島地域の周辺の海域における我が国の領海、排他的経済水域等の適切な管理に資するため、特定有人国境離島地域の住民であつて特定有人国境離島地域

の周辺の海域において漁業を営むものが行う漁船の操業に要する費用の負担の軽減について適切な配慮をするものとする。

(啓発活動)

第十七条 国及び地方公共団体は、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持の必要性に関する国民の理解と関心を深めるよう、広報その他の啓発活動を行うものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、附則第四条の規定は、公布の日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十九年三月三十一日限り、その効力を失う。

(内閣府設置法の一部改正)

第三条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項の表に次のように加える。

平成三十九年三月三十一日

一 有人国境離島地域(有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法平成二十八年法律第 号)第二条第一項に規定するものをいう。の保全及び特定有人国境離島地域(同条第二項に規定するものをいう。)に係る地域社会の維持に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

二 計画(有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法第十条第一項に規定するものをいう。)に基づき実施する事業に係る経費の見積りその他の当該事業に関すること(他省の所掌に属するものを除く。)

附則第四条の二の次に次の一条を加える。
(総合海洋政策推進事務局の所掌事務の特例)
第四条の三 総合海洋政策推進事務局は、第四十一条の三第一項に規定する事務のほか、平成三十九年三月三十一日までの間、附則第二条第二項の表平成三十九年三月三十一日の項の下欄に掲げる事務をつかさどる。
(内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律の一部改正)
第四条 内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第六十六

号)の一部を次のように改正する。
附則第一条第二号中「第二十九条の規定」を「第二十九条中海洋基本法第三十六条の改正規定に、「平成三十年四月一日」を「平成二十九年四月一日」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。
二 第二十九条中海洋基本法第三十五条第一項の改正規定 平成二十八年四月一日又は有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法(平成二十八年法律第 号)の公布の日をいづれか遅い日

別表(第二条関係)

特定有人国境離島地域の名称	特定有人国境離島地域を構成する離島	都道県	市町村
利尻・礼文	礼文島	北海道	礼文町
	利尻島		利尻町 利尻富士町
奥尻島	奥尻島	北海道	奥尻町
伊豆諸島南部地域	三宅島	東京都	三宅村
	御蔵島		御蔵島村
	八丈島		八丈町
	青ヶ島		青ヶ島村
佐渡	佐渡島	新潟県	佐渡市
舩倉島	舩倉島	石川県	輪島市
隠岐諸島	島後	島根県	隠岐の島町
	中ノ島		海士町
	西ノ島		西ノ島町
	知夫里島		知夫村

見島	見島	山口県	萩市
対馬	対馬 海栗島 泊島 赤島 沖ノ島 島山島	長崎県	対馬市
杵岐島	杵岐島 若宮島 原島 長島 大島	長崎県	杵岐市
五島列島	宇久島 寺島	長崎県	佐世保市
	六島 野崎島 納島 小値賀島 黒島 大島		小値賀町
	斑島		新上五島町
	中通島 頭ヶ島 桐ノ小島 若松島 日島 有		
	福島 漁生浦島		
	奈留島 前島 久賀島 蔵小島 枕島 福江		五島市
	島 赤島 黄島 黒島 島山島 嵯峨ノ島		
	江島 平島		西海市
甕島列島	上甕島 中甕島 下甕島	鹿児島県	薩摩川内市
種子島	種子島	鹿児島県	西之表市
	馬毛島		南種子町
屋久島	屋久島 口永良部島		西之表市
三島	竹島 硫黄島 黒島	鹿児島県	屋久島町
			三島村
吐噶喇列島	口之島 中之島 諏訪之瀬島 平島 悪石島	鹿児島県	十島村
	小宝島 宝島		

理由

我が国の領海、排他的経済水域等を適切に管理する必要性が增大していることに鑑み、有人国境離島地域が有する我が国の領海、排他的経済水域等の保全等に関する活動の拠点としての機能を維持するため、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法案(谷川弥一君外十五名提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、我が国の領海、排他的経済水域等を適切に管理する必要性が增大していることに鑑み、有人国境離島地域が有する我が国の領海、排他的経済水域等の保全等に関する活動の拠点としての機能を維持するため、有人国境離島地

平成二十八年四月八日 衆議院會議録第二十三号

有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法案及び同報告書 国立研究開発法人情報通信研究機構法及び特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部を改正する等の法律案及び同報告書

二〇

域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別の措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

1 この法律において「有人国境離島地域」とは、次に掲げる地域をいうこと。

(一) 自然的経済的社会的観点から一体をなすと認められる二以上の離島で構成される地域(当該離島のうちに領海基線を有する離島があるものに限り、内の現に日本国民が居住する離島で構成される地域

(二) のほか、領海基線を有する離島であつて現に日本国民が居住するものの地域

2 この法律において「特定有人国境離島地域」とは、有人国境離島地域のうち、継続的な居住が可能となる環境の整備を図ることがその地域社会を維持する上で特に必要と認められるものとして別表に掲げるものをいうこと。

3 国は、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持のために必要な施策を策定し、及び実施する責務を有すること。

4 内閣総理大臣は、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めるものとする。

5 国は、有人国境離島地域に国の行政機関の施設を設置するよう努めるものとするほか、有人国境離島地域内の所定の土地について買取りその他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

6 特定有人国境離島地域をその区域に含む都道府県は、基本方針に基づき、当該特定有人国境離島地域について、その地域社会の維持に

関する計画(以下「計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

7 国及び地方公共団体は、国内一般旅客定期航路事業等に係る旅客の運賃及び料金の低廉化について特別の配慮をする等、特定有人国境離島地域に係る施策を講ずるものとする。

8 国は、毎年度、予算で定めるところにより、計画の円滑な実施その他の特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する施策の実施に必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

9 この法律は、一部を除き、平成二十九年四月一日から施行すること。

10 この法律は、平成二十九年三月三十一日限り、その効力を失うこと。

11 その他所要の規定を整備すること。

二 議案の可決理由

本案は、我が国の領海、排他的経済水域等を適切に管理する必要性が増大していることに鑑み、有人国境離島地域が有する我が国の領海、排他的経済水域等の保全等に関する活動の拠点としての機能を維持するため、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別の措置を講ずるものであり、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

平成二十八年四月六日

衆議院議長 大島 理森殿
内閣委員長 西村 康稔

国立研究開発法人情報通信研究機構法及び特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部を改正する等の法律案

国会に提出する。

平成二十八年三月一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

国立研究開発法人情報通信研究機構法及び特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部を改正する等の法律

(国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部改正)

第一条 国立研究開発法人情報通信研究機構法(平成十一年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中第十二号を第十三号とし、第八号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、同項第七号中「第一号」を「前号」に掲げるものほか、「第一号」に、「前号」を「第六号」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号の次に次の一号を加える。

七 第一号に掲げる業務に係る成果の普及としてサイバーセキュリティ(サイバーセキュリティ)基本法(平成二十六年法律第百四号)第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。に関する演習その他の訓練を行うこと。

第十九条中「第十四条第一項第九号」を「第十四条第一項第十号」に改める。
第二十三条を次のように改める。

(中長期目標等に関するサイバーセキュリティ戦略本部の意見の聴取)

第二十三条 総務大臣は、通則法第三十五条の四第一項の規定により中長期目標(第十四条第一項第七号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に係る部分に限る。)を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、サイバーセキュリティ戦略本部の意見を聴かなければならない。

2 総務大臣は、通則法第三十五条の五第一項の規定による中長期計画(第十四条第一項第七号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に係る部分に限る。)の認可をしようとするときは、あらかじめ、サイバーセキュリティ戦略本部の意見を聴かなければならない。

附則第九条第二項中「当分の間、電気通信基盤充実臨時措置法(平成三年法律第二十七号)第六条」を「平成三十四年三月三十一日までの間、通信・放送開発法附則第五条第一項」に改め、同条第三項中「電気通信基盤充実臨時措置法平成三年法律第二十七号。以下「電気通信基盤法」という。」第六条第一号を「通信・放送開発法附則第五条第一項第一号」に改め、「並びに第二十二條第一項第一号及び第六号」を削り、「(電気通信基盤法第六條第一号に掲げる業務に限り、これに附帯する業務を含む。）」と、第十七條第一項を「と、第十七條第一項に、「同じ。」及び附則第九条第二項に規定する業務(電気通信基盤法第六條第一号を「同じ。」及び附則第九条第二項に規定する業務(通信・放送開発法附則第五条第一項第一号)に、「業務及び附則第九条

第二項に規定する業務(電気通信基盤法第六條第一号)を「業務及び附則第九條第二項に規定する業務(通信・放送開発法附則第五條第一項第一号)に改め、「附則第九條第一項」の下に「と、第二十二條第一項第一号及び第六号中「含む」とあるのは「含む」及び附則第九條第二項に規定する業務(通信・放送開発法附則第五條第一項第一号に掲げる業務)に限り、これに附帯する業務を含む。」を加える。

(特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部改正)

第二條 特定通信・放送開発事業実施円滑化法(平成二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

附則に次の二条を加える。

(実施指針等の特例)

第四條 平成三十四年三月三十一日までの間における第二條第二項、第三條第一項、第四條第一項及び第二項各号並びに第五條第三項の規定の適用については、第二條第二項中「及び地域通信・放送開発事業」とあるのは、「地域通信・放送開発事業、新技術開発施設供用事業(附則第五條第二項第一号に規定する新技術開発施設供用事業をいう。以下第五條までにおいて同じ。)」及び地域特定電気通信設備供用事業(同項第二号に規定する地域特定電気通信設備供用事業をいう。以下同条までにおいて同じ。)」と、第三條第一項中「及び地域通信・放送開発事業」とあるのは、「地域通信・放送開発事業、新技術開発施設供用事業及び地域特定電気通信設備供用事業」と、第

四條第一項及び第二項各号並びに第五條第三項中「通信・放送新規事業」とあるのは「通信・放送新規事業、新技術開発施設供用事業又は地域特定電気通信設備供用事業」とする。

(機構による特定通信・放送開発事業の推進等の特例)

第五條 機構は、第六條第一項に規定する業務のほか、平成三十四年三月三十一日までの間、次の業務を行う。

一 認定計画に係る新技術開発施設供用事業又は認定計画に係る地域特定電気通信設備供用事業の実施に必要な資金を調達するために発行する社債(社債、株式等の振替に関する法律第六十六條第一号に規定する短期社債を除く。)及び当該資金の借入れに係る債務の保証を行うこと。

二 新技術開発施設供用事業又は地域特定電気通信設備供用事業の実施に必要な資金に充てるための助成金を交付すること。

三 前二号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 新技術開発施設供用事業 インターネット・オブ・シングスの実現(インターネットに多様かつ多数の物が接続され、及びそれらの物から送信され、又はそれらの物に送信される大量の情報の円滑な流通が国民生活及び経済活動の基盤となる社会の実現

をいう。)に資する新たな電気通信技術の開発又はその有効性の実証のための設備(これを設置するための建物その他の工作物を含む。)を他人の利用に供する事業をいう。

二 地域特定電気通信設備供用事業 電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)として記録することが可能な情報を大量に記録し、並びに当該情報を高速度で送信し、及び受信することが可能な電気通信回線に接続される電気通信設備として総務省令で定める電気通信設備のうち専ら当該電気通信設備の設置を目的とする施設に設置するもの(以下この号において「特定電気通信設備」という。)を他人の利用に供する事業であつて、特定電気通信設備の特定の地域への集中を緩和することにより当該特定の地域における情報の円滑な流通を確保するために特定電気通信設備の設置を誘導すべき地域として総務省令で定める地域に特定電気通信設備を設置して行うものをいう。

3 第一項の規定により機構の業務が行われる場合には、第六條第二項中「通信・放送新規事業」とあるのは「通信・放送新規事業又は新技術開発施設供用事業(附則第五條第二項第一号に規定する新技術開発施設供用事業をいう。第八條において同じ。)」若しくは地域特定電気通信設備供用事業(同項第二号に規定す

る地域特定電気通信設備供用事業をいう。同条において同じ。)」と、「前項第三号」とあるのは「前項第三号又は附則第五條第一項第二号」と、第七條第三項中「第四号」とあるのは「第四号並びに附則第五條第一項第一号」と、「同項」とあるのは「第六條第一項及び附則第五條第一項と、第八條中「通信・放送新規事業」とあるのは「通信・放送新規事業、新技術開発施設供用事業又は地域特定電気通信設備供用事業」とする。

(電気通信基盤充実臨時措置法の廃止)

第三條 電気通信基盤充実臨時措置法(平成三年法律第二十七号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

第一條 この法律は、平成二十八年五月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、次条及び附則第六條の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

第二條 総務大臣は、独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第三十五條の四第一項の規定により中長期目標(第一條の規定による改正後の国立研究開発法人情報通信研究機構法(以下「新機構法」という。))第十四條第一項第七号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に係る部分に限る。)を変更しようとするときは、この法律の施行の日(以下「施行日」という。前においてもサイバーセキュリティ戦略本部の意見を聴くことができる。)

(信用基金の持分の払戻しの禁止の特例)

第三条 株式会社日本政策投資銀行以外の出資者は、国立研究開発法人情報通信研究機構(以下「機構」という。)に対し、施行日から起算して一月を経過した日までの間に限り、新機構法第十八条第一項に規定する信用基金に係るその持分の払戻しを請求することができる。

2 機構は、前項の規定による請求があったときは、新機構法第七条第一項の規定にかかわらず、当該持分に係る出資額に相当する金額により払戻しをしなければならない。この場合において、機構は、その払戻しをした金額により資本金を減少するものとする。

(電気通信基盤充実臨時措置法の廃止に伴う経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第五十九号)附則第三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の電気通信基盤充実臨時措置法(以下この条において「平成二十三年改正前電気通信基盤法」という。)第六条第二号の規定により助成金の交付を受けている同号に掲げる施設整備事業(平成二十三年改正前電気通信基盤法第二条第七項に規定する施設整備事業をいう。次項において同じ。)に対する同号の助成金の交付の業務及びこれに附帯する業務(以下この条において「利子助成継続業務」という。)については、なお従前の例による。

2 機構が前項の規定により行う利子助成継続業務により助成金の交付を受ける施設整備事業に

係る平成二十三年改正前電気通信基盤法第五条第三項に規定する認定計画の変更の認定及び取消し並びに報告の徴収については、なお従前の例による。

3 機構が第一項の規定により行う利子助成継続業務が終了するまでの間は、新機構法附則第九条第二項に規定する業務には、利子助成継続業務が含まれるものとする。この場合における同条第三項の規定の適用については、同項中「業務」とあるのは、「業務(国立研究開発法人情報通信研究機構法及び特定通信・放送開業事業実施円滑化法の一部を改正する等の法律(平成二十八年法律第 号)附則第四条第一項に規定する利子助成継続業務を除く。)」とする。

4 機構は、第一項の規定により行う利子助成継続業務が終了するまでの間、平成二十三年改正前電気通信基盤法第七条の規定により交付を受けた補助金を高度電気通信施設整備促進基金として管理しなければならない。

5 高度電気通信施設整備促進基金は、利子助成継続業務に必要な経費に充てる場合に限り、使用することができる。

(罰則に関する経過措置)

第五条 施行日前にした行為及び前条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第六条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定め

る。

(地方税法の一部改正)

第七条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十三条の四第一項第三十四号及び第三百四十八条第二項第三十九号中「第七号」を「第八号」に改める。

(印紙税法の一部改正)

第八条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第三の文書名の欄中「第七号まで(業務の範囲)の業務、」を「第八号まで(業務の範囲)の業務及び」に改め、「及び電気通信基盤充実臨時措置法(平成二十三年法律第二十七号)第六条第一号(機構による施設整備事業の推進)の業務」を削る。

理 由

高度情報通信ネットワーク社会の形成に寄与するため、国立研究開発法人情報通信研究機構の業務の範囲に、その研究等に係る成果の普及として行うサイバーセキュリティに関する演習その他の訓練の業務及びインターネット・オブ・シングスの実現に資する新たな電気通信技術の開発又はその有効性の実証のための設備を他人の利用に供する事業等に対する助成金の交付等の業務を追加する等の措置を講ずるほか、電気通信基盤充実臨時措置法附則第二条に規定する同法の廃止期限の到来に伴い、同法を廃止する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国立研究開発法人情報通信研究機構法及び特定通信・放送開業事業実施円滑化法の一部を改正する等の法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、高度情報通信ネットワーク社会の形成に寄与するため、国立研究開発法人情報通信研究機構の業務の範囲に、その研究等に係る成果の普及として行うサイバーセキュリティに関する演習その他の訓練の業務及び新技術開発施設供用事業(インターネット・オブ・シングスの実現に資する新たな電気通信技術の開発又はその有効性の実証のための設備を他人の利用に供する事業)等に対する助成金の交付等の業務を追加する等の措置を講ずるほか、電気通信基盤充実臨時措置法附則第二条に規定する同法の廃止期限の到来に伴い、同法を廃止しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部改正関係

(一) 国立研究開発法人情報通信研究機構(以下「機構」という。)の業務の範囲に、サイバーセキュリティに関する演習その他の訓練の業務を行うことを追加すること。

(二) 総務大臣は、中長期目標(一)の業務に係る部分に限る。の策定等をしようとするときは、あらかじめ、サイバーセキュリティ戦略本部の意見を聴かなければならないこととする。

2 特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部改正関係

(一) 総務大臣は、平成三十四年三月三十一日までの間、新技術開発施設供用事業及び地域特定電気通信設備供用事業の実施指針について定めなければならないこととする。

(二) 新技術開発施設供用事業又は地域特定電気通信設備供用事業を実施しようとする者は、平成三十四年三月三十一日までの間、実施計画を作成し、これを総務大臣に提出して、その実施計画が適当である旨の認定を受けることができることとする。

(三) 機構は、平成三十四年三月三十一日までの間、新技術開発施設供用事業又は地域特定電気通信設備供用事業の実施に必要な資金に充てるための助成金の交付等の業務を行うこと。

3 電気通信基盤充実臨時措置法の廃止

電気通信基盤充実臨時措置法附則第二条に規定する同法の廃止期限の到来に伴い、同法を廃止すること。

4 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、平成二十八年五月三十一日までの間において政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由

高度情報通信ネットワーク社会の形成に寄与するため、国立研究開発法人情報通信研究機構の業務の範囲に、その研究等に係る成果の普及として行うサイバーセキュリティに関する演習

その他の訓練の業務及び新技術開発施設供用事業等に対する助成金の交付等の業務を追加する等の措置を講ずるほか、電気通信基盤充実臨時措置法附則第二条に規定する同法の廃止期限の到来に伴い、同法を廃止しようとする本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した。

右報告する。

平成二十八年四月七日

総務委員長 遠山 清彦

衆議院議長 大島 理森殿

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	
二番五号 独立行政法人国立印刷局	〒一〇五―八四四五 東京都港区虎ノ門二丁目
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
（本体）	本号一部 一 二八円 一 〇円